



介護保険に関するお知らせ



65歳以上の方へ 「介護保険料の納付確認」のお願い

西原町では、65歳になった方には誕生日の翌月に、65歳以上の転入者には転入日の翌月に、介護保険料の通知を送付しています。

しかし、本人または世帯員の方が年度途中で所得の修正申告等を行うことにより、納付方法が変更になる場合があります。納付書払の方も、口座振替の方も、年金天引の方も、今一度ご自身の納付状況の確認をお願いします。

介護保険料を納めている方へ 「介護保険サービスの利用料」のお知らせ

介護保険料を納めている方が介護保険サービスを利用した場合、原則として費用の1割が個人負担となります。(9割は介護保険から支給されます)

ただし認定を受けた要介護ごとに、利用できる限度額が決められています。その限度額を超えた分、または居住費・食費・日常生活費等は、全額自己負担となります。

【 介護保険サービス(代表例) 】

- ◆ 訪問介護・・・ホームヘルパーから食事・入浴・排泄等のサービスを受けます。
- ◆ 福祉用具貸与・・・車椅子・歩行器・杖等の福祉用具を借りられます。
- ◆ 住宅改修費の支給・・・手すりや段差の解消等の住宅改修の費用が支給されます。

介護保険料を納めないでいると

【 延滞金の加算 】

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%(平成25年12月31日までの当該納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間または平成26年1月1日以後の期間は地方税法の定める率)の割合を乗じて計算した金額が徴収されます。

【 給付制限 】

○1年以上滞納すると

介護保険サービスを利用する際に一旦、費用の全額を自己負担します。後日、申請することで保険給付分(9割分)の払い戻し(償還払い)を受けることになります。

○1年6か月以上滞納すると

保険給付分(9割分)の払い戻しが差し止められます。また、差し止められた保険給付分(9割分)から滞納保険料額が控除されます。

○2年以上滞納すると

滞納額に応じて一定期間、利用者負担分が1割から3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

【 財産の差押等 】

租税と同じように、財産の差押等の滞納処分を受けることになります。

※※ 納付相談は、福祉部介護支援課まで ※※

【お問い合わせ】 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013

西原町住宅リフォーム工事

補助金

支給額 最高

20万円

増改築相談員のいるお店

+

下水道接続工事

補助金

支給額 最高

10万円

西原町下水道排水設備指定工事店

=

補助金をうまく活用して 浮いたお金で...何をする??

支給額 最高

30万円

先着順・予算に達し次第【終了】

伊ター・タキ・カラクター
ものまねタレント 魁川 昌一郎

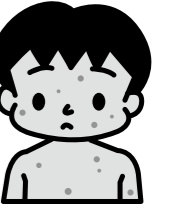
株式会社 七色

〒903-0124 西原町宇屋69-2

詳しくは **946-4508**

小児の定期予防接種に水痘(水ぼうそう)の予防接種が加わります!!

予防接種法、予防接種法施行令及び予防接種法施行規則の改正に伴い、平成26年10月1日から水痘(水ぼうそう)の予防接種が定期予防接種として無料で受けられるようになります。対象者には通知を発送する予定ですが、まだお手元に通知が届いていなくても、下記の対象者の範囲に該当すれば定期の対象となり、予防接種を受けることができます。ご確認をお願いします。



【定期予防接種対象者】

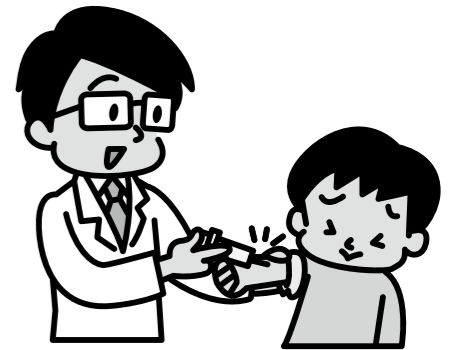
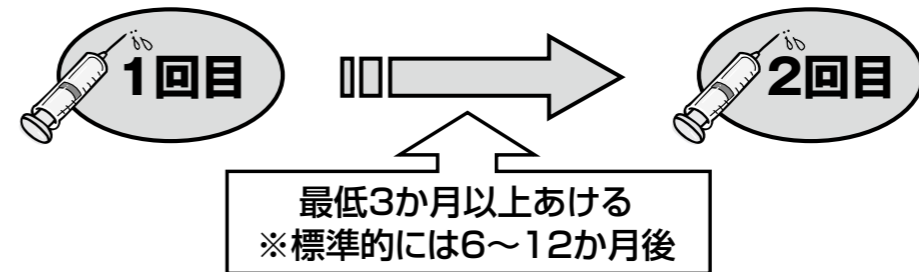
生後12か月～36か月に至るまで(1～2歳)のお子さんで、これまでに水痘予防接種を受けたことがない、もしくは1回受けたことがある方

※ 注意事項

- ・すでに水痘にかかったことがあるおさんは、定期予防接種の対象外となります。
- ・これまでに任意で水痘予防接種をしたことがあるおさんは、接種した回数分を引いた接種回数になります。
- ・経過措置の期間中(平成26年10月1日～平成27年3月31日)に3歳に達したおさんは1回の接種で終了となります。

【接種回数及び接種方法】

2回接種(標準的には生後12～15か月の間に1回目の接種を開始)



【接種の実施方法】

通知に同封されている医療機関での個別接種となります。事前に予約を取り、予診票と親子(母子)健康手帳を持参して予防接種を受けてください。

【経過措置について】

平成26年度(平成26年10月1日～平成27年3月31日)に限り、経過措置として生後36～60か月に至るまで(3～4歳)のおさんは、定期で1回予防接種を受けることができます。

※ 注意事項

- ・4歳のおさんは、経過措置期間中に5歳に達した時点で対象外となります。
- ・すでに水痘にかかったことがある、または1回以上任意接種を受けたおさんは、定期予防接種の対象外となります。

【予防接種予診票の発送対象者】

平成26年9月末頃に水痘予防接種に関するお知らせと予診票を発送しています。

- 生後11か月になるおさん(9月末発送予定:平成25年10月1日～31日生れ)予診票2枚
- 1～2歳になるおさん(平成24年1月2日～平成25年9月30日生れ)予診票2枚
- 3～4歳になるおさん(経過措置対象者:平成21年10月2日～平成24年1月1日生)予診票1枚

予防接種を受ける際は、必ず親子(母子)健康手帳の予防接種履歴をご確認ください!!

【お問い合わせ】福祉部福祉課 母子保健係 ☎945-5311